

## 議案別議決権行使指図結果

2021年5・6月株主総会 議案別議決権行使指図結果(日本株)

## 投資信託契約に関わる議決権行使

## ●会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	反対棄権等合 計(E) (B+C)	議案合計(F) (A+B+C+D)	反対比率 (E/F) %
会社機関に関する議案(※)	取締役の選解任(※1)	1,135	225	-	-	225	1,360	16.5%
	監査役の選解任(※1)	106	16	-	-	16	122	13.1%
	会計監査人の選解任	6	-	-	-	-	6	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(※2)	92	1	-	-	1	93	1.1%
	退任役員の退職慰労金の支給	5	1	-	-	1	6	16.7%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	61	44	-	-	44	105	41.9%
	組織再編関連(※3)	5	-	-	-	-	5	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	-	1	-	-	1	1	100.0%
	その他 資本政策に関する議案(※4)	1	-	-	-	-	1	0.0%
定款に関する議案		30	5	-	-	5	35	14.3%
その他の議案		-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,441	293	-	-	293	1,734	16.9%

(※1) 原則的に子議案(候補者)ごとの賛否等の件数を集計することとする

(※2) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※3) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※4) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

## ●株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	議案合計(E) (A+B+C+D)	賛成行使比率 (A/E) %
会社機関に関する議案	取締役の選解任(※5)(※6)	0	2	0	0	2	0.0%
	監査役の選解任(※5)	0	0	0	0	0	-
	会計監査人の選解任	0	0	0	0	0	-
役員報酬に関する議案	役員報酬(※7)	0	0	0	0	0	-
	退任役員の退職慰労金の支給(※8)	0	0	0	0	0	-
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	0	0	0	0	0	-
	組織再編関連(※9)	0	0	0	0	0	-
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0	-
	その他 資本政策に関する議案(※10)	0	0	0	0	0	-
定款に関する議案		0	5	0	0	5	0.0%
その他の議案		0	0	0	0	0	-
合 計		0	7	0	0	7	0.0%

(※5) 原則的に子議案(候補者)ごとの賛否等の件数を集計することとする

(※6) 監査委員会を含む

(※7) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等、役員報酬額の開示を含む

(※8) 退職慰労金の削減を含む

(※9) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※10) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

投資一任契約に關わる議決権行使

●会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	反対棄権等合 計(E) (B+C)	議案合計(F) (A+B+C+D)	反対比率 (E/F) %
会社機関に関する議案(※)	取締役の選解任(※1)	1,441	343	0	0	343	1,784	19.2%
	監査役の選解任(※1)	119	18	0	0	18	137	13.1%
	会計監査人の選解任	3	0	0	0	0	3	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(※2)	92	3	0	0	3	95	3.2%
	退任役員の退職慰労金の支給	2	2	0	0	2	4	50.0%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	79	35	0	0	35	114	30.7%
	組織再編関連(※3)	8	0	0	0	0	8	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	2	0	0	2	2	100.0%
	その他 資本政策に関する議案(※4)	1	0	0	0	0	1	0.0%
	定款に関する議案	31	5	0	0	5	36	13.9%
その他の議案		0	0	0	0	0	0	-
合 計		1,776	408	0	0	408	2,184	18.7%

(※1) 原則的に子議案(候補者)ごとの賛否等の件数を集計することとする

(※2) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※3) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※4) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

●株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	議案合計(E) (A+B+C+D)	賛成行使比率 (A/E) %
会社機関に関する議案	取締役の選解任(※5)(※6)	0	3	0	0	3	0.0%
	監査役の選解任(※5)	0	0	0	0	0	-
	会計監査人の選解任	0	0	0	0	0	-
役員報酬に関する議案	役員報酬(※7)	0	0	0	0	0	-
	退任役員の退職慰労金の支給(※8)	0	0	0	0	0	-
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	0	1	0	0	1	0.0%
	組織再編関連(※9)	0	0	0	0	0	-
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0	-
	その他 資本政策に関する議案(※10)	0	0	0	0	0	-
	定款に関する議案	3	34	0	0	37	8.1%
その他の議案		0	0	0	0	0	-
合 計		3	38	0	0	41	7.3%

(※5) 原則的に子議案(候補者)ごとの賛否等の件数を集計することとする

(※6) 監査委員会を含む

(※7) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等、役員報酬額の開示を含む

(※8) 退職慰労金の削減を含む

(※9) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※10) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

原則として、弊社の議決権行使方針に従い行使判断を行っています。  
当期間中は、全ての議案に対して賛成もしくは反対の形で議決権行使しました。

●弊社の方針に従って、会社提案に反対したケースとして、以下の事例等があげられます。

- ・潤沢な自己資本比率で更なる内部留保の蓄積を要しない企業において、株主に対する総還元性向が低いと判断した企業の剰余金処分または取締役の再任
- ・社外取締役の比率が総会後の取締役会で3分の1に満たない企業の社長等、代表取締役の再任
- ・政策保有株式が多寡である企業の社長等、代表取締役の再任
- ・独立性が担保出来ない社外取締役および社外監査役候補
- ・ストックオプションや譲渡制限付株式報酬、株式給付信託報酬において行使可能時期までの期間が短い場合
- ・社外取締役および社外監査役への退職慰労金の支給
- ・買収防衛策の導入・更新

●株主提案で支持したケースとして、以下の事例等があげられます。

- ・透明性確保の観点から、役員報酬の個別開示を促す定款の変更
- ・相談役、顧問等の廃止

●弊社は日本版スチュワードシップコード受け入れ表明を平成26年5月に行いました。その後、平成29年5月の同コードの改訂版を踏まえて弊社の「日本版スチュワードシップコード原則に対する取り組み」を同年11月に更新し、さらに令和2年の同コードの再改訂版を踏まえて、弊社の取り組みを同年9月に更新しました。また、コーポレートガバナンスコードも日本におけるガバナンスを推進する上で有意義な内容と考えます。従来より企業との対話を重視してきましたが、スチュワードシップ責任を果たすために、さらに目的を意識した対話に努めています。企業と対話を進めている、議題の事例は以下を含みます。

- ・中長期的なビジョンや事業戦略について(ビジネスモデルの転換の必要性や方法等)
- ・政策保有株式に関する基本的な考え方と今後の方針について、等
- ・資本生産性全般(M&A等の戦略的投資と、財務体質健全化、株主還元拡充のバランス等)
- ・ガバナンス体制の確認(経営幹部の選任の方針、取締役会の多様性、取締役会の実効性等)

弊社グループでは、議題には直接関係しない場合でも、ESGの要素が企業価値の維持・向上に影響を及ぼすとの考えのもと、ガバナンス(Governance)に加えて、環境(Environment)や社会(Social)についても対話をしています。具体的に対話をしている内容は下記の通りです。

- ・企業の人材確保や育成に関しての考え方と対策について(ダイバーシティの確保、働き方改革等)
- ・サイバー・セキュリティに関する対策について(ガバナンス体制やトレーニングの実施等)
- ・地球環境に与える影響と対策について(気候変動問題に向けた中長期的な戦略、TCFDに則った開示、二酸化炭素排出量の管理、エネルギー効率の改善、天然資源への依存、廃棄物削減や管理等)

●また、経営陣を中心とする企業との直接対話を継続的に行うなかで、弊社の問題意識に関する働きかけを行っています。株主還元を含む資本生産性に関する考え方、対外コミュニケーションのあり方など、企業の姿勢変化を促すには継続的な対話を根気よく続けることの必要性を感じています。また、スチュワードシップ責任を果たす上で、グローバルのスチュワードシップ担当者との連携を密にし、グローバルのベストプラクティスへの理解を深めるとともに、知識習得の機会を増やすとともに意識しており、ガバナンス関連の対話(企業、ガバナンス専門家)、外部セミナー参加等に努めています。また、気候変動アクション・イニシアチブであるClimate Action 100+(CA100)や30%Club Japanなどのイニシアチブに参加し、他の運用機関と協働して投資先企業のサステナビリティの向上を後押ししています。